

県内一斉防災訓練

シェイクアウト埼玉を実施します

- 日時
9月1日（金）午前11時58分
※防災週間の8月30日（水）～9月5日（火）でも実施可。
- 場所
その場で
- 内容
右の3つの安全行動をその場で行う
- 主催
埼玉県議会



罹災証明書等の交付について

市では、地震や風水害等の自然災害により住居等に被害を受けたかたに、「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」を交付しています。申請には期限があり、被害の状況を確認できる写真が必要となります。詳細は、市ホームページをご覧ください。なお、火災による罹災証明の受付は消防署になります。



問合せ 市民課市民担当 内線118

災害時避難行動要支援者 避難行動支援制度

市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生したときに自力で避難することが困難な人で、特に支援が必要な人を対象に、「災害時避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の避難支援等に活用します。

■制度に登録できるかた

在宅で生活し、自治会などの避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意していただいたかたで、次のいずれかに該当するかた

避難支援等を必要とする事由	担当課
介護保険の要介護認定者（要介護3・4・5のかた）	長寿支援課
身体障がい者（18歳以上の身体障害者手帳1・2級のかた）	福祉課
知的障がい者（18歳以上の療育手帳マルA・Aのかた）	
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級のかた）	
身体障がい児（18歳未満の身体障害者手帳1～6級のかた）	子ども支援課
知的障がい児（18歳未満の療育手帳マルA・A・B・Cのかた）	
75歳以上のひとり暮らし	在宅医療介護課
その他支援を必要とするかた	危機管理課

問合せ 危機管理課危機管理調整担当 内線297

3

災害時の連絡方法を確認

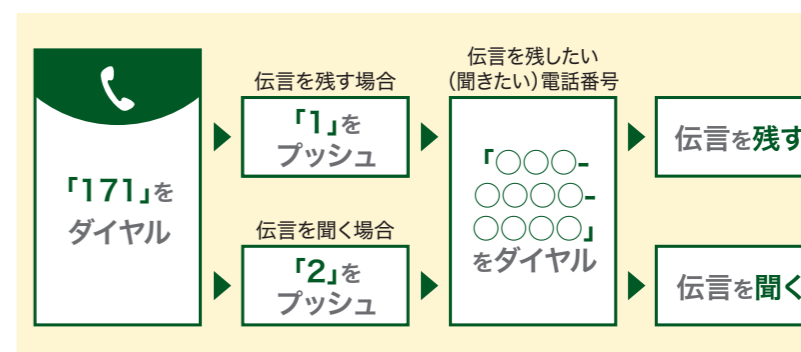
災害は家族がいっしょにいるときに発生するとは限りません。災害が発生すると電話がつながりにくい状態となることがあるので災害用伝言ダイヤル「171」の利用など、家族で複数の連絡方法を決めておきましょう。

■家族で決めておく連絡のルール



■災害用伝言ダイヤル「171」

被災者の電話番号をキーとして、安否等の情報を音声で登録・確認できる声の伝言板です。毎月1日と15日は体験利用ができるので利用方法を確認しておきましょう。



地震が発生したときは

屋内にいる場合

- 机の下などに隠れ、身の安全を確保する
- 揺れが収まったら火の元を確認する
- ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす
- 断水に備えて、水を貯める

屋外にいる場合

- かばん等で頭と首を守り、ブロック塀や看板、窓際などから離れる
- 山や海の近くで地震を感じた場合は、すぐに安全な場所に逃げる
- 運転中なら急停車せず、徐々に道路の左側に寄せ停車する。揺れが収まるまでは車内で待機する